

平成 25 年 4 月 24 日

三重県議会議長 山本 教和 様

氏 名 村林 聡



平成 24 年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第 10 条第 1 項（第 3 項）の規定により、
別紙のとおり 24 年度政務調査費収支報告書を提出します。

24300001

平成24年度調査研究活動の実施概要報告書

会派（議員）名 村林 聡

調査研究活動の主な内容、成果等

本年度も引き続いて事務所を開いています。事務所とは地域の声を受ける拠点、政務調査研究の拠点です。議会改革によって、年1回の通年会期制となり議会活動については充実しようとしているところですが、反面それによって私自身が事務所内に常駐することは益々難しくなっているのが現状です。そこで引き続き職員を雇用し、それらの業務をサポートして頂いています。事務所内での仕事のほか、地域との連絡や情報収集の必要もあり、職員の定数として2人は必要だと考えています。なお、現在は3人雇用しておりますが、3人目の人件費についてはガイドラインに従って政務調査費からは支出しておりません。また書籍や、その他資料等を購入し、その事務所機能と合わせて、調査研究活動に役立てています。

本年度は海外の漁業を研究するための委託調査を行いました。本県でもマグロの養殖が行われているところではありますが、スペインでは、マグロ養殖を観光と組み合わせているとのことでした。漁業と観光を組み合わせた取り組みとして参考になりました。

県政広報紙を3種類発行しました。度会郡地域の世帯数に合わせて印刷し、新聞折り込みにて配布しました。広報紙の内容は別添の通りであります。これまでと同様、本会議や委員会での活動をまとめました。また、地域の声を受け取る、広聴の仕組みを重視して作成しています。実際にお電話を頂いたり、お手紙が届いているところです。

以上です。

平成23年度 政務調査費収支報告書

1 収入

氏名 村林 聡

政務調査費 2,160,000 円

2 支出

(単位:円)

項 目		内 容	額	備 考
調査研究費	105,250	旅 費	60,250	
		需用費	0	
		委託料	45,000	
		負担金	0	
		その他	0	
研 修 費	0	旅 費	0	
		報 賞 費	0	
		需用費	0	
		使用料	0	
		負担金	0	
会 議 費	0	旅 費	0	
		需用費	0	
		使用料	0	
		その他	0	
		需用費	0	
資料作成費	0	需用費	0	
		手数料	0	
		その他	0	
資料購入費	64,580	図書購入費	11,804	
		その他資料購入費	52,776	
広 報 費	450,701	旅 費	0	
		需用費	318,569	
		通信運搬費	132,132	
		その他	0	
事 務 所 費	150,000	賃 借 料	150,000	
		管理運営費	0	
		その他	0	
事 務 費	33,470	需用費	0	
		通信運搬費	33,470	
		その他	0	
人 件 費	690,000	職員の給料、手当、 社会保険料、賃金等	690,000	
合 計	1,494,001			

3 残余

665,999 円
24300003

調查研究費

24300004

旅行者 職・氏名・印	三重県議会議員 村林 聡																																			
用途	「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」の調査																																			
調査日程 及び 調査先	平成 25 年 2 月 18 日 ~ 平成 25 年 2 月 18 日 宮城 都・道・府・県 (郡) 仙台 市・町・村 (調査先名称) 宮城県議会																																			
支出内訳	<table> <tr> <td>1 旅費</td> <td>60,250 円</td> </tr> <tr> <td>(運賃等1 有料道路(玉城~津)片道</td> <td>550 円)</td> </tr> <tr> <td>(運賃等2 近鉄特急(津~名古屋)往復</td> <td>3,700 円)</td> </tr> <tr> <td>(運賃等3 JR乗車券(名古屋~仙台)往復</td> <td>17,760 円)</td> </tr> <tr> <td>(運賃等4 JR特急券(名古屋~東京)往復</td> <td>16,360 円)</td> </tr> <tr> <td>(自家用車使用 30 円 × 76 km =</td> <td>2,280 円)</td> </tr> <tr> <td>(宿泊費 16,500 円 × 0 泊 =</td> <td>0 円)</td> </tr> <tr> <td>(調査雑費 3,000 円 × 1 日 =</td> <td>3,000 円)</td> </tr> <tr> <td>(加減額1 JR特急券(東京~仙台)往復</td> <td>16,600 円)</td> </tr> <tr> <td>(加減額2</td> <td>0 円)</td> </tr> <tr> <td>(加減額3</td> <td>0 円)</td> </tr> <tr> <td>2 付随する経費</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>(参加費、資料代等</td> <td>0 円)</td> </tr> <tr> <td>(手土産代 円 × 箇所 =</td> <td>0 円)</td> </tr> <tr> <td>(その他1)</td> <td>0 円)</td> </tr> <tr> <td>(その他2)</td> <td>0 円)</td> </tr> <tr> <td>(その他3)</td> <td>0 円)</td> </tr> </table>		1 旅費	60,250 円	(運賃等1 有料道路(玉城~津)片道	550 円)	(運賃等2 近鉄特急(津~名古屋)往復	3,700 円)	(運賃等3 JR乗車券(名古屋~仙台)往復	17,760 円)	(運賃等4 JR特急券(名古屋~東京)往復	16,360 円)	(自家用車使用 30 円 × 76 km =	2,280 円)	(宿泊費 16,500 円 × 0 泊 =	0 円)	(調査雑費 3,000 円 × 1 日 =	3,000 円)	(加減額1 JR特急券(東京~仙台)往復	16,600 円)	(加減額2	0 円)	(加減額3	0 円)	2 付随する経費	0 円	(参加費、資料代等	0 円)	(手土産代 円 × 箇所 =	0 円)	(その他1)	0 円)	(その他2)	0 円)	(その他3)	0 円)
1 旅費	60,250 円																																			
(運賃等1 有料道路(玉城~津)片道	550 円)																																			
(運賃等2 近鉄特急(津~名古屋)往復	3,700 円)																																			
(運賃等3 JR乗車券(名古屋~仙台)往復	17,760 円)																																			
(運賃等4 JR特急券(名古屋~東京)往復	16,360 円)																																			
(自家用車使用 30 円 × 76 km =	2,280 円)																																			
(宿泊費 16,500 円 × 0 泊 =	0 円)																																			
(調査雑費 3,000 円 × 1 日 =	3,000 円)																																			
(加減額1 JR特急券(東京~仙台)往復	16,600 円)																																			
(加減額2	0 円)																																			
(加減額3	0 円)																																			
2 付随する経費	0 円																																			
(参加費、資料代等	0 円)																																			
(手土産代 円 × 箇所 =	0 円)																																			
(その他1)	0 円)																																			
(その他2)	0 円)																																			
(その他3)	0 円)																																			

領収書No

24300005

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書



料金所(自) 玉城
料金所(至) 津

13年 2月18日
8時41分

割引前料金	¥1,050-
割引△	¥500-
通行料金 (ETC/バット)	¥550-

車種 5

取扱番号

11021-87782-94723

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/>にアクセスして下さい。

004

24300006

No. 4

領収証

材料株式会社様

金額	¥	4,000,000
----	---	-----------

平成16年6月26日 現金入金

株式会社 Zephyr Translation

代表取締役 田岡 俊二

〒514-0221 三重県桑名市大町1-1-1

TEL 0599-69-3737 FAX 0599-69-3737

24300007

スペイン・マグロ養殖ツアー体験調査報告書

(2012 年 6 月)

株式会社 Zephyr Translation

〒516-0021 三重県度会郡南伊勢町宿浦 1183

TEL : 0599-69-3737 FAX : 0599-69-3737

Email : yuichi-taoka@zephyr-translation.com

HP : <http://www.zephyr-translation.com>

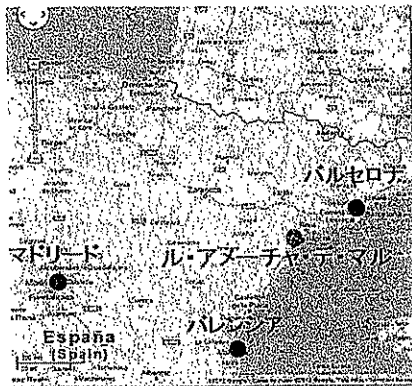
24300008

スペイン、バルフェゴ社主催「ツナツアー」体験レポート

(2012年6月24日参加)

1. ツアー主催者である、バルフェゴ社について

グループ・バルフェゴ(Grup Balfego、以下バルフェゴ社)は18世紀からスペイン東部、地中海に面したタラゴナ県ル・アマーチャ・デ・マル市でクロマグロ漁を営む漁師の家系で、5代目(当代)にあたるマヌエル・バルフェゴとペレ・ビセント・バルフェゴの兄弟が設立した会社です。



現在、スペインに6隻しかないクロマグロ用の旋網船のうち4隻を保有(残り2隻はフエンテス・グループ)し、地中海クロマグロの漁獲、生簀への移送、自社施設における蓄養、と殺、処理、出荷と、クロマグロに関する一連の業務をすべて担っています。1社がこれら全てのプロセスを管理しているのが、バルフェゴ社の特性です。

漁獲から食卓に届くまでの数量およびトレーサビリティ管理を徹底するため、IT技術を駆使した高度な情報システムを構築し、ICCAT やスペイン政府が推進するクロマグロの資源回復計画に貢献することを目指しています。[バルフェゴ社サイト¹より]

2. ル・アマーチャ・デ・マル市の漁業



ル・アマーチャ・デ・マル市は18世紀に隣接するバレンシア州から漁師と農家が移住して建設されました。

2011年のデータで面積は66.87km²、人口7,649人で、地元の人によると殆どの世帯が代々漁師の家系で、現在も漁業・水産業に携わっているとのこと。観光地としてレストランやホテルなどの店舗も多く見られますが、その多くが漁師が本業に携わる傍らで経営していたり、世帯主以外の家族が運営しているそうです。



↑ ツナツアーで船上作業をする学生さん

地域の子供達は普段から海に慣れ親しみ、また漁師である親の手ほどきを受けて育つため、世代交代もごく自然のままに成され、漁業の伝統も引き継がれているとのこと。特にマグロ漁業については、前述のバルフェゴ社と、フエンテス社という2大企業がいずれもこの町を拠点としていることから、若者の就業も盛んです。

さらに近隣には航海士および造船技師の専門学校があるため全国から若者があつまり、学業の傍ら研修やアルバイトで地元漁師の仕事を手伝っています。今回のツナツアーにも、造船技術課程の学生さん2名がアルバイトで船上の作業を手伝っていました。ツナツアーのエリセオ船長は「私たち

のように代々漁師として働いてきた者の経験と、彼ら(学生さん達)のような若者の豊富な技

¹ <http://www.grupbalfego.com/?p=home>

術的知識が合わさることで、海での仕事はより質の高いものとなっている」と話しており、高齢化や過疎化による問題はさほど深刻ではないという印象を受けました。[ツナツアー、エリセオ船長(漁師出身)との会話より]

3. 資源管理政策や、遊漁権に関して

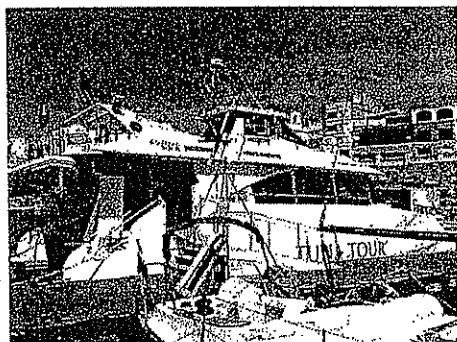
年々規制が厳しくなるクロマグロ漁ですが、企業の収益にさほどの影響は出ていないそうです。バルフェゴ社社長、ペレ・ピセント・バルフェゴ氏は「儲けられなくなったのは違法にクロマグロを漁獲・販売していた人たちだ」と説明。昔からクロマグロ漁に携わり、国の許可を取得している漁師には各々応じた漁獲量が公平に割り当てられており、無責任な漁獲を行う不法業者がいなくなれば、それだけ漁獲できる資源が増えるため、規制の厳格化をむしろ歓迎しているそうです。規制が厳しくなって以来、年間割当量に相当するクロマグロを数日間で漁獲できるようになったのは、資源が回復している証として見ているとのこと。また漁獲量が減った分、市場での価格は上がるので、企業の収益や漁師の収入は単価の上昇により補償されており、近年は日本以外の市場における需要も旺盛で、発展の余地があると話してくれました。[ツナツアーに同乗していた、バルフェゴ社ペレ・ピセント・バルフェゴ社長との会話より]

観光業が盛んなスペインにおいて、クロマグロは長年レジャーフィッシングの目玉として人気を博し、海外からも多くの観光客をひきつけてきました。スペインでは商業漁業と、遊漁は法的に区別されていますが、特にクロマグロの遊漁には厳格な禁漁期間や、放流の義務、少ない事故枠、クロマグロをメインターゲットにしたコンペティションの開催禁止など、厳しい規制が敷かれています。遊漁業者も不法な漁獲によってクロマグロ資源が枯渇すれば営業活動ができなくなってしまうため、合法に免許を取得した業者が団結して、当局による不法遊漁の取締りに協力していく方針です。[船内で上映されたクロマグロ漁の歴史に関するビデオより]

4. ツナツアー概要

ツナツアー(Tuna Tour)は、上記バルフェゴ社が主催する観光企画です。

不況にも強いスペインの観光業と、バルフェゴ社が5代にわたって培ってきたクロマグロ漁を融合させて収入を得る他、同社が近年問題視されているクロマグロの養殖業をいかに環境に配慮し、また厳正な管理の下で営んでいるか、内外にアピールする目的で発足しました。



バルフェゴ社は専用の「カタマラン」と呼ばれる、遊覧用の双胴船(定員70名)を新しく建造し、新たに人員を雇用するなど、約100万ユーロ(1億円)の初期投資を行い、ツナツアーを今年からスタートさせました。バルフェゴ社は月あたり7,000人の集客を見込んでいます。[地元養殖機関誌、Mis Peces 記事²より]

←ツナツアー専用遊覧船
船内は乗客用にトイレ、シャワー、更衣室などを完備

この新企画の周知につとめるため、先月から国内のプレスや飲食店経営者、旅行代理店などを招いたイベントを開催。現在の来客層はバルセロナやタラゴナ、バレンシアなど近隣の大都市からが多いとのこと。着実に来客数も増え、参加者の反応もよいため、手ごたえを感じているそうです。今後は国外の旅行代理店やプレスにもアプローチしていくとのこと。その一環として6月末にロシアのテレビ局が取材に来るとのこと。

また、クロマグロの生態や漁業に関する知識も得られるため、教育的な意義もあることから、将来的には学校の課外授業にも活用することを考えている他、企画の豪華さやクロマグロを食べるというレジャーとしての魅力から企業の接待や慰安旅行への転用も検討しています。

24300010

² <http://www.mispecies.com/noticias/2012/may/120502-tuna-tour-balfego.asp>

現在のところル・アメーチャ・デ・マル市から金銭的な助成は受けず、企画はすべてパルフェゴ社が費用を負担しています。しかし当該地域の活性化にも繋がるため、市行政から金銭的でないし何らかの支援が得られるのではないかと考えています。[パルフェゴ社、エリセオ船長との会話より]

5. ツナツアー体験(6月24日 日曜日、12:30～)

以下、ツナツアー公式サイト(<http://www.tuna-tour.com/?p=home>)より:

2012年の開催期間は、6月1日～9月30日までのハイシーズンと、10月1日～11月18日のローシーズンに分けられており、前者は1日3便(10:00、12:30、17:30発)で毎日運行、後者は1日2便(10:00、12:30発)で木～日曜のみ運行しています。

参加料金は両シーズン通じて一般(13歳以上)59ユーロ、子供29ユーロ、幼児(3歳まで)無料となっています。

予約は、電話、メール、オンライン予約フォームのいずれかより可能で、英語での問合せにも対応しています。オンライン予約はクレジットカードでの支払いとなります。

今回は下記の最も基本的なコース(所要時間2時間)に参加しました。

- ・船内でのビデオ鑑賞
- ・マグロの生簀での遊泳
- ・マグロの試食

当日の参加者は3グループ(それぞれ友人グループ、家族、カップル)計11人でした。

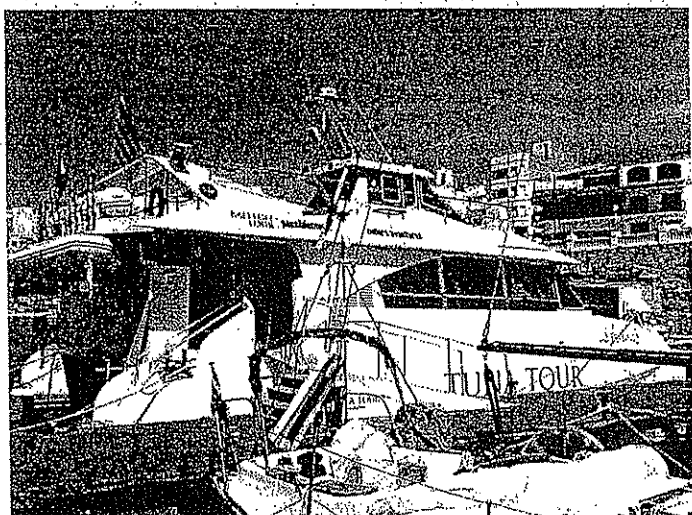
※この他、月、火、金曜日のツアーでは、要望や状況に応じてマグロの水揚げ作業見学などが含まれる場合があるとのことでした。

以下、ツアー体験の様子:



12:00頃、集合場所(ツナツアー船前)到着。船長が出迎えてくれる。出航までの間、船長から本日の予定や、船内設備について説明を受ける

24300011



船の設備:

客室(2階)

・テーブル4台、各3名程度のソファ付

客室(1階)

・テーブル6台、各3名程度のソファ付
・バーカウンター、テレビ2台

トイレ:2箇所

シャワー:3口

更衣室:2箇所

救命胴衣、水中メガネ、シュノーケル、タオルの貸し出しあり

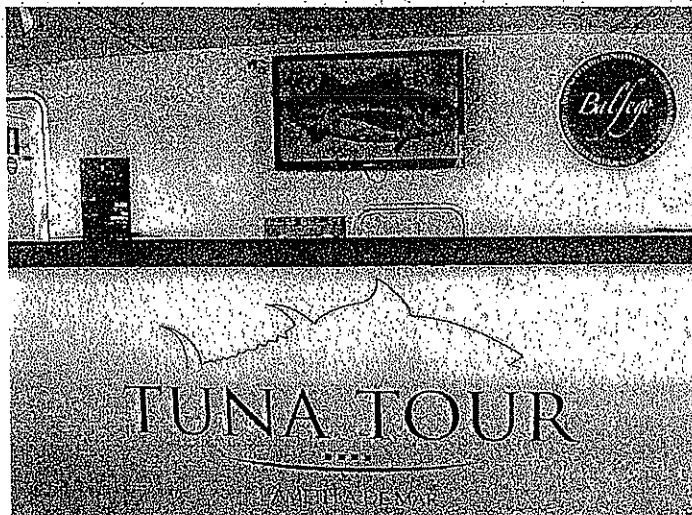


一部参加者遅刻のため、少し遅れて13:00頃出発。



漁港出口付近、左側にスペインにある6隻のマグロ旋網船がすべて停泊中(手前2隻がフエンテス社、奥4隻がバルフェゴ社のもの)。

24300012



2.5 海里先の洋上にある蓄用場に到着するまでの間(約 30 分程度)、客室 1 階でマグロの生態やマグロ漁業の歴史に関するビデオが上映される。



約 30 分後、ビデオが終了し、生簀が見えてくる。

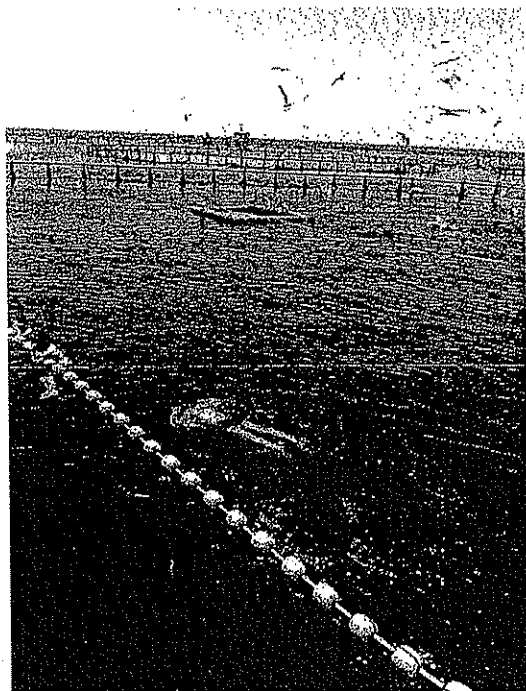


7 箇所ある生簀の内のひとつに接近。直径 50m、深さ 40m の生簀が遊泳用となっている。

24300013



クルーから貸し出し用の装備(水中メガネ、シュノーケル)を受け取り、使用方法の説明を受ける。また「疲れたら無理をせずブイにつかまって休憩するように」、「苦しくなったら手を挙げるなどして、救助を求めるように」といった安全上のアドバイスも受け、遊泳開始。



約 1 時間の遊泳を楽しむ参加者(左)。この間、普段水深の深いところを回遊しているクロマグロを水面に近づけるためクルーが鯖などの餌を撒いている(右)。水中メガネで下を覗くと、クロマグロの群れ(生簀に数百匹いるとのこと)が水面から深さ 4~5m 程度のところを泳いでいるのが見えた。また、マグロが餌を捕る瞬間はかなり間近でその姿を見ることができ、迫力があつた。マグロとぶつかる危険性はないかと船長に尋ねたところ、マグロが水面まで上がってくることはなく、乗客が触ろうとしても向こうから避けていくので接触することはないということだった。

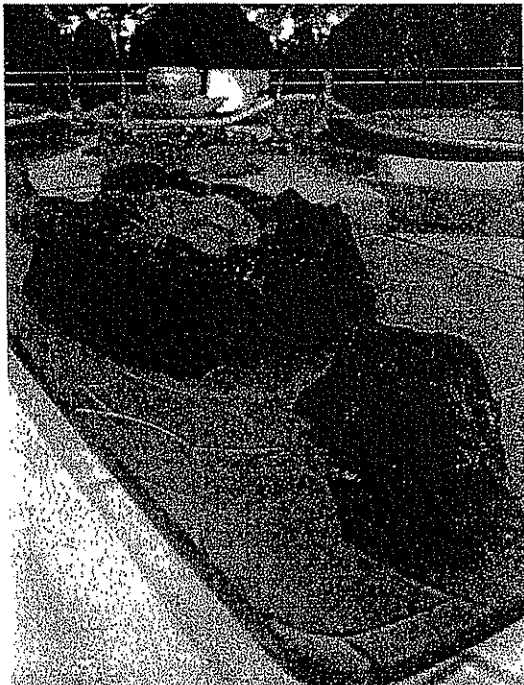


遊泳時間終了後、漁港へ向けて出発。到着までの間、飲み物(ビール、ジュースなど)と試食用のマグロ料理が出される。飲み物は希望すれば往路、遊泳時間中でも提供してくれるとのこと。写真の巻き寿司は地元でバルフェゴ社がマグロを卸しているレストラン(後述)のシェフが作ったもの。

約 30 分後、漁港に帰還し、解散。私を含め、参加者全員が満足している様子でした。

ツアー体験後、地元レストランにて

バルフェゴ社がマグロを卸しているレストラン(漁港から徒歩 5 分、「El Moli dels Avis」)で食事を取りました。オーナーによるとル・アメーチャ・デ・マル市には日本からマグロの買い付けにやってくる人も多く、レストランに日本人が来るたびにマグロの調理方法などを教えてもらっているとのことでした。



オーナーの家系は代々同地でオリーブを栽培する農家でしたが、町のもう一方の産業である漁業に比べると、オリーブは市場単価が安く苦勞も多いため、当代から観光業(レストラン業)に転職したとのことでした。また漁業も含めてスペインでは一次産業が低く見られているため、観光業への転身や兼業を図る人が増えているとのことでした。

レストランのメニューには「バルフェゴ社のクロマグロ尽くしコース」が載っており、値段はひとりあたり 66 ユーロでした。オーナーは、「バルフェゴのクロマグロは EU の衛生規制に則り、必ず冷凍されるが瞬間冷凍技術が優れているため、鮮度が維持されていて最高品質だ」と説明してくれました。

←バルフェゴ社が卸している冷凍マグロで作った刺身:
単品 30 ユーロ
(近隣のレストラン、El Moli dels Avis にて)

24300015

資料購入費

24300016

領 収 証

No.

木村 さん 様

平成 24 年 5 月 30 日

¥ 1,470

但し 高校生以下は 1 冊代

上記金額正に領収致しました

新刊書籍・雑誌の専門店

南 勢 堂 書 店
山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

内 現 金	1,470
小 切 手	
図 書 券	
訳	

収 入
印 紙



24300017

領 収 証

No.

村林さん事務所 様

平成24年 8 月 10 日

¥ 2000 -

但し 森と里と海のつなぐ / 冊代

上記金額正に領収致しました

内 現 金	2000
小切手	
図書券	
記 訳	

新刊書籍・雑誌の専門店

南 勢 堂 書 店
山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

収 入
紙 印



24300018

領 収 証

No.

村林さん事務様

平成24年8月10日

¥ 2730

但し 百姓学堂

上記金額正に領収致しました

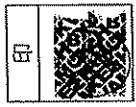
新刊書籍・雑誌の専門店

内 容	現金	2730
	小切手	
	図書券	
記 録		

南 勢 堂 書 店
山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

収 入
印 紙



24300019

領 収 証

No.

村林さん事務所様

平成24年8月10日

¥ 19,500

但し 三重県度会郡南勢町五ヶ所桶1023

上記金額正に領収致しました

現金	19,500
小切手	
図書券	
内 訳	

新刊書籍・雑誌の専門店

南勢堂書店

山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所桶1023

TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

収 入
印 紙



24300020

領 収 証

No.

村林さとし様

平成24年8月10日

¥ 861-

但し農協と森を在り、(冊化

上記金額正に領収致しました

内	現 金	861
	小切手	
	図書券	
訳		

新刊書籍・雑誌の専門店

南 勢 堂 書 店

山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

収 入
印 紙



24300021

領 収 証

No.

村林さとし事務所様

平成24年 8 月 24 日

¥ 1,995

但し漁業とわい日本問題1冊

上記金額正に領収致しました

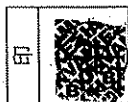
新刊書籍・雑誌の専門店

南 勢 堂 書 店
山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

内 訳	現 金	1,995
	小切手	
	図書券	

収 入
印 紙



24300022

領 収 証

No. _____

村林さとし事務所 様

平成 年 月 日

¥ 798-

但し「子供読書会」1冊

上記金額正に領収致しました

内 金	798
小切手	
図書券	
記 訳	

新刊書籍・雑誌の専門店

南 勢 堂 書 店
山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

収 入
印 紙



24300023



領収書

区域001 全戸0000 お問合せNo00358

お名前 村林 さとし事務所 様
五ヶ所浦

24年 4月分

部数	金額
1	3,007
2	
3	
合計	3,007円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日
読売新聞・スポーツ報知 読売
りがとうございます。



読売新聞南勢専売所 Tel 0599-43-2721
志摩市阿児町鶴方 3373-30

※金額もあわせて内容を
十分ご確認ください。

24300024

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。



領収書

区域001 金戸0000 お問合せNo00358

お名前 村林 さとし事務所 様

五ヶ所浦

24年 5月分 読売新聞 部数 金額 3,007

1 読売新聞

2

3

合計

3,007円

領収日 年 月 日

読売新聞スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



※取扱いに際しては必ず
十分お読みください。

読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方3-373-30

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。

24300025



領収書

区域001 全戸0000 お問合せNo.00358

お名前 村林 さとし事務所 様
五ヶ所浦

24年 6月分		◇左記の通り領収しました。	
24年 6月分	領収日	年 月 日	
1. 読売新聞	部数	金額	
2.	1	3,007	
3.			
合計	3,007円		

読売新聞南勢専売所 Tel 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 3 3 7 3 - 3 0



上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。

領収書

区域 001 全戸 0000 お問合せ No.00358

お名前 村林 さとし事務所様

五ヶ所浦

24年	7月分	部数	金額	△左記の通り領収しました
1	読売新聞	1	3,007	
2				
3				
合計		3,007	円	領収日 年 月 日

読売新聞 スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



※裏面も合わせて内容を十分ご確認ください。

読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721
志摩市阿見町鵜方 3373-30

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。



領収書

区域 001 全戸 0000 お問合せ No 00358

お名前 村林 さとし 事務所 様

五ヶ所浦

24 年	8 月分	部 数	金、額	◇左記の通り領収しました
1	読売新聞	1	3,007	
2				
3				
合 計		3,007 円		領収日 年 月 日

読売新聞スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



読売新聞南勢専売所 Tel 0599-43-2721
志摩市阿児町龍方 3 3 7 3 - 3 0

※領収書をおおわすて内容が十分把握できなくない。

24300028

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。



領収書

区域001 全戸0000 お問合せNo00358

お名前 村林 さとし事務所様

五ヶ所浦

24年 9月分

品名	部数	金額
1 読売新聞	1	3,007
2		
3		
合 計	3,007円	

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日
読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



読売新聞南勢専売所
志摩市阿児町鵜方3373-30
TEL 0599-43-2721

※領収書もあわせて内容を十分ご確認ください。

24300029

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。



領収書

区域 001 全戸 0000 お問合せ No.00358

お名前 村林 さとし事務所様
五ヶ所浦

24 年 10 月分		◇左記の通り領収しました	
発	納	部数	金額
1 読売新聞		1	3,007
2			
3			
合 計		3,007 円	領収日 年 月 日

読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



領収印

※裏面もあわせて内容を十分ご確認ください。

読売新聞南勢専売所 Tel.0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 3373-30

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。

24300030



領収書

区域 001 全戸 0000 お問合せ No 00358

お名前 村林 さとし事務所 様

五ヶ所浦

24 年 11 月 分 領収金 3,007 円

1 読売新聞

2 3

合 計

3,007 円

領収日 年 月 日

読売新聞のスポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721

志摩市阿児町鵜方 3-373-30

※領収書は必ず大切に保管してください。

24300031

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。



領収書

区域 001 全戸 0000 お問合せ No. 00358

お名前 村林 さとし事務所様
五ヶ所浦

24年	12月分	部数	金額	△左記の通り領収しました。
1	読売新聞	1	3,007	
2				
3				
合計		3,007円		領収日 年 月 日

読売新聞スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 3373-30

※写真もあわせて内容を十分お読みください。

24300032

上記金額の5割に相当する¥1303を政務調査費から支出。



領収書

区域 001 金戸 0000 お問合せ No 00358

お名前 村林 さとし 事務所 様
五ヶ所浦

25 年	1 月分	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
1	読売新聞	1	3,007	
2				
3				
合 計			3,007 円	領収日 年 月 日

読売新聞・スポーツ報知ご愛読ありがとうございます。



※当館でもらって内容証明
十分お読みください。

読売新聞南勢専売所 Tel. 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 3373-30

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支出。

24300033

領収書		区域001	全戸0000	お問合せNo.00358
お名前 村林 さとし事務所 様				
五ヶ所浦				
25 年	2 月分	期 数	金 額	△左記の通り領収しました
1	読売新聞		3,007	
2				
3				
合 計			3,007 円	領収日 年 月 日
読売新聞南勢専売所 TEL 0599-43-2721				
志摩市阿見町鶴方 3 3 7 3 - 3 0				



※裏面も合わせて内容をご確認ください。

24300034

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支拂。



領収書

区域 001 金戸 0000 お問合せ No 00358

お名前 村林 さとし 事務所 様
五ヶ所浦

25 年 3 月 分 納
部 数 金 額 ◇左記の通り領収しました
1 読売新聞 1 3,007

2
3

3,007 円 領収日 年 月 日
読売新聞・スポーツ報知ご愛読あ
りがとうございます。



読売新聞南勢専売所 Tel 0599-43-2721
志摩市阿児町鵜方 3 3 7 3 - 3 0

上記金額の5割に相当する¥1503を政務調査費から支払

24300035

平成24年4月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	産全	072950
朝日新聞		
毎日新聞	備考	
伊勢新聞	072840	
日本経済新聞		
中日スポーツ		
新聞朝夕刊		
合計		¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

24300036

平成 24 年 5 月分 新聞代領収書

村林さとし 事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産	072950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	072840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

24300037

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成24年6月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産全	072,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	075,880		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊		合計	¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 66-0406

24300038

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成 24 年 7 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 全	〇 2,8950
朝日新聞			
毎日新聞			
伊勢新聞	〇 2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

24300039

平成 24 年 8 月分 新聞代領収書

村林さとし 事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 丕	072,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	072,880		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊		合計	¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成24年9月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産全	0/2,950
朝日新聞			
毎日新聞			
伊勢新聞	0/2,840	備考	
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成24年10月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産	全	072,950
朝日新聞				
毎日新聞			備考	
伊勢新聞	072,840			
日本経済新聞				
中日スポーツ				
新聞朝夕刊				
合計				¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成24年 11月分 新聞代領収書

村林さと事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 全	0円2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢、新聞	0円2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊		合計	¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

24300043

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成24年12月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産全	072,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	072,880		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成25年1月分新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産全	072,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	072,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

24300045

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

平成25 年2 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 全	0¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	0¥2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥5,790-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支子。

平成 25 年 3 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所 様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞		産 全	02,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	02,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝タ刊			
合計 ¥5790-			

川口新聞店 南勢町五ヶ所補
☎66-0406

24300047

上記金額の5割に相当する¥2895を政務調査費から支出。

廣 報 費

24300048

領 収 証

平成 25 年 4 月 2 日

村林サレ事務所 様

金 額	千	百	十	千	百	十	百	十	百
¥ 3 7 3 7 5 7 -									

県政レポート印刷 新聞紙12枚の印刷代 3/31 上記の通り領収致しました。

CRAZE-DTP

Design x Print x Web

株式会社 クレイズDTP

〒516-0003 三重県伊勢市下野町61-2

TEL(0596)84-8015 FAX(0596)64-8016

内 金	
現金	
小切手	
手形	
振	



全体の金額の487,197円のうち

8割にあたる373,757円を政務調査費から支出。

24300049

領 収 証

平成 25 年 4 月 2 日

村林さん後援会 様

金 額	千	百	十	万	千	百	十	万	円
			7	9	3	4	4	0	—

興販は二十行制・新南シティバウナツ等 2/2 上記の通り領収致しました。
3/31/16

CRAZE-DTP

Design x Print x Web

株式会社 クレイズDTP

〒516-0003 三重県伊勢市下野町61-2

TEL(0596)64-8015 FAX(0596)64-8016

内 訳	現金	小切手	手形



24300050

請求書

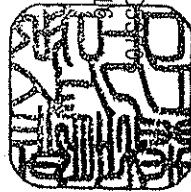
PAGE 1

売上日 平成25年03月29日 伝票No. 00000430

〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町
五ヶ所浦727-4
村林さとし事務所 御中

株式会社クレイズDTP
516-0003 三重県伊勢市下野町61-2
三重信用金庫 御園支店 普通 005170
TEL 0596-64-8015 FAX 0596-64-8016

担当: 



毎度格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。
下記の通り、ご請求申し上げますのでご確認ください。

商品コード / 商品名	数量	単位	単価	金額	備考
県政レポート3月号①	18,500	枚	9.5	175,750	課
3/31折込料	18,500	枚	2.6	48,100	課
県政レポート3月号②	18,500	枚	9	166,500	課
3/31折込料	18,500	枚	2.6	48,100	課
配送料 (錦・旧南島方面)		一式		6,500	課
	税抜額	444,950	消費税額	22,247	合計
					467,197

24300051

全体の金額 467,197 円の説明

広報費の内訳の説明

需要費

印刷代として

175,750(県政レポート①号)+166,500(県政レポート②号) $\times 1.05=359,362$

印刷代 359,362 円を 8 割で按分すると 287,489 円となる。

この金額を需用費にする。

通信運搬費

48,100(折込料)+48,100(折込料)+6,500(錦・南島送料) $\times 1.05=107,835$ 円。

この金額を 8 割で按分すると 86,268 円となる。

この金額を通信運搬費とする。

8 割の按分根拠

内容はすべて政務調査費で支出するのに適正な内容だと考えておりますが、政務調査費以外の用途で使用するかもしれないという可能性を考慮して、念のため 8 割で按分しました。

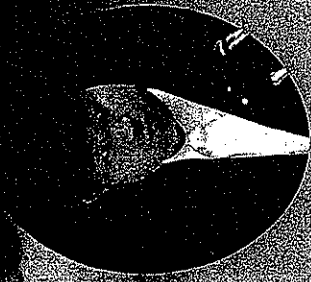
24300052

三重県議会議員
自民みらい

村林さとし

県政レポート

県政かわら版



2013年3月
一般質問要約①

いつもありがとうございます。三重県議会議員をさせて頂いております。村林さとしです。2011年6月10日に行いました、一般質問について、ご報告します。大変遅れて申し訳ありません。それぞれの質問について、現在からの視点で解説を加えてみました。

一般質問の要約

過疎対策の基本的な考え方

質問 (村林 聡) 新しい知事にかわった今ここで、過疎対策の基本的な考え方について議論させていたいただきたい。

私の考える過疎とは、それは自分の生まれた地域が大好きで、できればそこに住み続けたいと望んでいる人が住み続けることができず、そういう悲劇！ のことだと思っています。お年寄りがお年を召して亡くなってしまいます。これは大変に寂しいことです。お年寄りがいますが、この人口の減り方は過疎ではありません。若者を始め、そこに住みたい人が住めないことこそが過疎の本質です。人口流出そのものをとめることこそが過疎対策の本質であるはずです。過疎



対策とはこの過疎の本質である人口流出そのものに対策をするということではないでしょうか。

答弁 (知事 鈴木英敬) 経済面や暮らしの面で見られる格差を解消し、県内のどこに生まれてもどこに住んでもよかったと県民の皆様が思える三重県にしていきたいことが重要であると考えています。このような中で、地理的条件などの不利な地域においては、若者を中心に人口流出が続いてきたことにより地域の担い手が不足するなど、過疎化が進み、地域の活力が低下しています。

このことから、次世代を担う若い方々がふるさとに定着し、希望を持って暮らしていけるようにすることが過疎対策の重要な課題であると考えられます。このため、地域産業の振興と雇用の場の確保、医療、教育、子育て環境の充実など、経済と暮らしの両面の維持確保を図り、若者をはじめとした人口流出の抑制に努めるとともに、地域の活力を再生していきたいと考えています。

特に雇用というのが私には大切であると考えております。自殺とか、児童虐待とか、高齢者が1人で亡くなるとか、いろいろな社会問題がありましますけれども、そういうことを解決する観点から、若者が地元で働く場があるということと家族や地域とつきよなを持つて暮らしていく環境がでる。その最大のポイントは地元で雇用をつくるということであると考えております。一朝一夕には成果が出ることは難しいかもしれませんが、それでも、今後そのような観点でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

要望 (村林 聡) 御答弁ありがとうございます。まさにそういう答弁をしていただきたかと思っております。本当にそういう御答弁をいただいて感無量であります。本当にありがとうございます。今までこういう御答弁をいただけなかった。本当にありがとうございます。

新しい県政ビジョンには、過疎の本質へ対策するのだということを書いていただきたか。過疎の本質をあらわすような指標を置いてほしいのです。若者が定着するとか、人口流出をとめるといふものを直接あらわす指標を置くべきです。例えばゼロ歳で生まれた子どもが20歳や30歳になるまでに何%残るのかとか、あるいは転入転出の差であるとか、まさに社会減をあらわす指標は置き得るはずなんです。どうかそういう指標を置いていただきたか。 (裏面へ続きます)

24300053

具体的に指標を置いていただければ、例えば三重県南部であれば農林水産業というようなものできく場がなければこれは達成できないはずで。そのように一つ一つの具体的に県政ビジョンのほうには新しく明記していただきたい。

解説

これまで必死で訴えて参りました過疎対策が、現在の「南部地域活性化プログラム」として形になる、きつかけとなった質問です。知事は、指標についても具体的に明記してください。鈴木英敬知事には大変感謝しております。今後も「住み続けられる地域」とするために全力で取り組んで参ります。

軽油引取税の免税延長

質問 (村林 聡) 漁船に使う軽油には免税制度があります。三重県としても、国に対して漁業の窮状を訴えて免税制度の延長を働きかけるべきだと考えます。

答弁 (総務部長 植田 隆) 国におきまして課税免除の恒久化等の適切な措置が講じられるよう、今月末に実施をいたします平成24年度国の予算編成等に関する提言におきまして提言、要望していききたいと考えております。



解説

実は質問の前日まで、県は免税延長を国へ要望していくことに難色を示していました。かなり激しい議論の応酬になることを覚悟して準備してしました。しかし質問当日の朝に、県は考えを変えたことを伝えてきました。さらに実際に質問してみると、免税延長以上の恒久化にまで踏み込んでられましたので、驚いたのです。

特定鳥獣保護管理計画の変更について

質問 (村林 聡) クマを保護するというところで、ワナの口径を12センチとしています。一律に12センチというのはなく、クマの出ない地域は緩和していただきたい。

答弁 (環境森林部長 辰巳清和) しっかりとよく検討して、ほかに危険を与えないような格好で適切な対応をとっていききたいと考えております。

解説

このときは「検討して適切な対応」という御答弁を引き出しました。このことが次回の質問 (2012年3月) で、口怪緩和の実現へとつながったのでした。

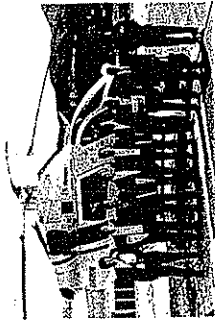
救急医療の地域格差

質問 (村林 聡) 救急の弱い地域に光を当てて命の格差をなくしていく視点で、ドクターヘリを運用するということでよろしいのでしょうか。

答弁 (健康福祉部長 山口和夫) 本県におきましては、ドクターヘリの導入を検討しております。特に搬送時間の要するところとか、離島、僻地におきまして、そういった地理的に陸路搬送に時間を要する地域での有効性が認められるところがございます。

解説

かねてから、救急の弱い地域に光を当てるべく取り組んで参りました。ドクターヘリ導入に先立ち、その視点について念を押したのです。



津波からの避難対策について

要望 (村林 聡) 早急に県として科学的な根拠のある、どれぐらいの高い高さへ避難所を設けたらいいんだというような根拠のあるガイドラインを示していただきたい。



解説

まだこのときには、国からは何も示されていない時期でした。この要望をしてすぐに、県は津波浸水予測図を発表したのでした。

その他の質問項目

- ◆ 「新しい豊かさ」と農林水産業
- ◆ 水産業の振興について
- ◆ 津波被害からの復旧復興

普段の生活の中で感じていることやご意見等もお気軽に。

発行 県報 「村林 さとし事務所」
「村林 さとし後援会」
〒516-0101 三重県富田南町五ノ所浦727-4
TEL: 0599-67-0067
FAX: 0599-67-0068

24300054

三重県議会議員
自民みらい

村林さとし

県政かわら版

県政レポート

いつもありがとうございます。三重県議会議員をさせて頂いております。村林さとしです。2012年3月2日に行いました、一般質問について、ご報告します。現在からの視点で解説も加えてみました。

一般質問の要約

川との向き合い方

要望 (村林 聡) 地域の人たちとお話をしたり、一緒に地域を歩いたりしてありますと、川の様子が昔と比べると随分変わってしまったというお話をよく聞きました。例えば川が埋まってきたとかでありまして、川の中に木が生えてきてしまっているとか、あるいは子どもころにこの橋の下から飛び込んで遊んだんだと。今では考えられないよねえといって、川底が顔を出しているところを指さすような方とか、あるいは今は水がないように見える小さな川でも昔はアユが上ってきたんだというようなお話であるとか、もう少し大きな川になりまして、天然のウナギが一晩で5本もとれて、今はとれないものでその味が懐かしくしてしようがないんだというお話であるとか、川にはびっしりとコケが生えていて、川の中に足を踏み入れますとそれはもう滑って危なかったんだとか、昔はそれくらいコケが生えていたんだというお話なんかをいろいろお聞きするわけです。

山に降った雨を早く安全に海まで流すという治水では川は排水路み

たいになってしまいうように思うということ、何だか1本の川を見てても行政の管轄によってバラバラに分断されていて、それぞれ自分の範囲は見えていたとしても、だれも1本の川を、全体として1本の川として見ていないように思うというように考えようになりまして、学問のまた、調べるうちに、行政が川をバラバラにしているように、学問の世界も専門分野ごとに川をバラバラにしているということも知りました。

ここで、私から提起させていただきたいと思います。それぞれの川の本来のあり方、それぞれの川の本来の姿とはどうあるべきなのか。そして、その観点から山から海までという意味での川を一体的に見ていくという人が行政には必要なのだと考えます。

ここで言う川とは、山も海も含みます。流域全体という考え方にさらに海を含めるということになります。海、山、川を一体的におさめることこそが本当の意味での治水であると考えます。「水系一貫」ということだろうと思います。

多分、これは非常に今までの枠組みを全く超えた話であります。ですから、職員は今の枠組みの中で忠実に仕事をなさるわけですから、これは政治家としてどう考えるのかということになるうと思います。今の国の枠の外のこともかもしませんが、知事には、ぜひ政治家としてこういう部分を心にとめていただければとお願ひ申し上げます。

日本は、古来より、この国の風土に合った治水に対する考え方や技術というものはぐくんできました。例えば戦国大名で武田信玄とか加藤清正という人がいます。信玄堤は有名だと思います。江戸時代になりまして、熊沢蕃山、野中兼山、そして、度会郡南伊勢町の郷士の偉人、河村瑞賢といった方々が有名です。この時代は、洪水というものについて、単に水の破壊力だけではなくて、濁りという面を非常に重要視していて、濁りを防ぐ技術や工法も発達していたそうです。

このような日本古来の治水から現在の治水の考え方に転換したのは明治維新以降ということになります。私はこの転換を否定するものではありません。国民、県民の生命、財産を守る上で大きな効果があったと思います。しかし、それが行き着くところまで行き着いた現代において様々な課題を生じさせていることも事実です。ならば、時代が動こうとしている今こそ、さらなる転換のときと考えます。

(裏面へ続きます)

24300055

これまでの100年をさらなる100年のために。つまりは、日本古来の考え方と現代技術を調和させるということではないでしょうか。

現在は川を堤防の中に封じ込め、川の持っている機能を人間が代行している状態だと思えます。それを川が本来持っている力を生かしていくという方向へ転換するということではないでしょうか。



ここで要望させてください。県として調査をしてほしいのです。川と一体的にどうあるべきものかという事です。できれば、中小の河川をモデルにとって調べていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

解説

この視点を持って、これからも活動して参ります。現在、委員長を務めさせて頂いております、環境生活農林水産常任委員会におきましても、排水の問題について議論を深めまして、委員長報告までこぎつけることができました。「きれいなだけの水」を流している現在の排水基準から、「豊かな水」を海にかえすことができるような排水基準を考えるべきだ、というように主張しました。

被害対策のその後

質問 (村林 聡) 前回 (2011年6月) の一般質問で取り上げました、ワナの口径の問題です。「一律に12センチというのではなく、クマの出ない地域は緩和していただきたい」と提起させて頂きましたが、その後いかがですか。

答弁 (環境森林部長 辰己清和) 被害のくくりわなの直径の件ですが、平成24年度の猟期からツキノワグマの生息を確認されております大台町ほか5市町を除きまして、直径を12センチ以内とする制限を解除していきたいと考えております。自然環境保全審議会に諮問しているところで、手続を進めておるところでございます。

要望 (村林 聡) 2009年の一般質問で提起させて頂きました、「動物との交通事故」についても被害として対策を要望します。

解説

これは、ワナの口径の緩和に成功したときの質問です。しかしながら度会郡内では大紀町が緩和されず申し訳なく思っております。「動物との交通事故」につきましては、現在、委員長を務めさせて頂いております、環境生活農林水産常任委員会におきまして、被害として対策するよう認めてもらうことができました。認めてもらうまでに3年かかりましたが、このようにそれぞれの課題について粘り強く取り組んで参ります。

財政について

要望 (村林 聡) これからよりよい仕組みを目指して見直していくということでありますが、やはり優先度の判断というのが一番大事なんだというふうに理解いたしました。きちんと各部の優先度というものをすべて丸投げするのではなくて、各部が優先度をきちんとつけておるかという部分については最低限チェックをなさるといっていただきます。一つ御提案とさせて頂いていただきます。

解説

現在は副知事である、植田隆総務部長 (当時) と、何度も再質問をするという異例のやりとりをしました。二人とも原稿を読むのではなく自分の言葉で深く議論を繰り広げたのでした。そのやりとりは紙幅の都合で割愛させて頂きますが、現在の予算編成は、ABCの優先度判断など、このとき議論した方向で改善されているように思います。

その他の質問項目

- ◆避難路整備について
- ◆津波に強い養殖業

普段の生活の中で感じていることやご意見等もお気軽に。

発行 編集 村林 聡 村林 聡とし事務所

〒516-0101 三重県度会郡大紀町五ヶ所4-7-7
TEL:0599-67-0067
FAX:0599-67-0068

24300056

領収証

平成 25 年 3 月 18 日

村林さん事務所 様

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
			7	7	6	9	4	4
								—

県政レポート印刷・新聞社（8号） 上記の通り領収致しました。
3/10付



CRAZE-DTP

Design x Print x Web

株式会社 クレイズDTP

〒516-0003 三重県伊勢市下野町61-2

TEL(0596)64-8015 FAX(0596)64-8016

現金	
内 小切手	
手 形	
訳	

全体の金額の 96180 円のうち

8割にあたる 76944 円を政務調査費から支出。

24300057

領 収 証

平成25年3月18日

村林さん後援会 様

金 額									
千	百	十	万	千	百	十	百	十	円
			7	1	9	2	3	6	—

東映ビデオ印刷・新井村組代金の2割
上記の通り領収致しました。
3/10分

CRAZE-DTP

Design x Print x Web

株式会社 クレイズDTP

〒516-0003 三重県伊勢市下野町61-2
TEL(0596)64-8015 FAX(0596)64-8016

内 訳	現 金	
	小切手	手 形

収 入
印 紙

24300058

PAGE 1

売上日 平成25年03月07日 伝票No. 00000395

〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町
五ヶ所浦727-4
村林さとし事務所 御中

株式会社クレイゾット
516-0003 三重県伊勢市下野町61-2
三重信用金庫 御蘭支店 普通 000
TEL 0596-64-8015 FAX 0596-64-8016

時辰

毎度格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。
下記の通り、ご請求申し上げますので査収ください。

24300059

[illegible]

全体の金額 96,180 円の説明

広報費の内訳の説明

需要費

印刷代として

18,500 枚 $\times$ 2 円 $\times$ 1.05 = 38,850 円

印刷代 38,850 円を 8 割で按分すると 31,080 円となる。

この金額を需用費にする。

通信運搬費

新聞折込・錦・南島送料として

18,500 枚 $\times$ 2.6 円 $\times$ 1.05 = 50,505 円 (新聞折込代)

6,500 円 $\times$ 1.05 = 6,825 円 (錦・南島送料)

50,505 + 6,825 = 57,330 円となる。

この金額を 8 割で按分すると 45,864 円となる。

この金額を通信運搬費とする。

8 割の按分根拠

内容はすべて政務調査費で支出するのに適正な内容だと考えておりますが、政務調査費以外の用途で使用するかもしれないという可能性を考慮して、念のため 8 割で按分しました。

三重県議会議員
自民 みらい



村林さとし

県政レポート

県政かわら版

2013年3月号

委員長を務めさせて頂いております

いつもありがとうございます。三重県議会議員をさせて頂いております、村林さとしです。

現在、環境生活農林水産常任委員会の委員長を務めさせて頂いております。委員会では、みえ森と緑の県民税（森林環境税）の使い途や、獣害対策などについて特に議論が深まりました。

みえ森と緑の県民税（森林環境税）の使い途では、間伐材を等高線に沿って土砂の流出を防止する（土留工^{どどめこう}）ために有効活用することもできるようにしよう、ということになりました。

獣害対策では、これまで獣害と認められていなかった動物との交通事故を、新たに獣害として対策することとなりました。



2012年10月31日 本会議場にて委員長報告

一般質問をします

この3月12日火曜日、午後2時から3時までの1時間、一般質問をさせて頂けることになりました。三重テレビで生放送されますので、ぜひご覧ください。

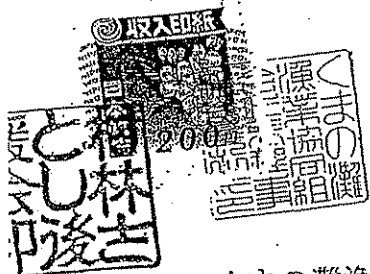
皆さん、これからも色々教えてください、よろしくお願いします。

24300061

発行：編集「村林さとし事務所」 〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4
「村林さとし後援会」 TEL:0599-67-0067 FAX:0599-67-0068

事務所費

24300062



賃貸借契約書

くまの灘漁業協同組合（以下「甲」という。）と村林弘後援会（以下「乙」という。）との間において、くまの灘漁業協同組合が所有する五ヶ所浦支部旧購買店舗（以下「店舗」という。）に関し、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

（使用目的）

第1条 甲は店舗を乙に賃貸し、乙はこれを賃借し、事務所として使用するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、平成19年6月15日から平成20年6月14日までの1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方から何ら申し出がない場合は、この契約は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（賃料）

第3条 賃料は1ヶ月金50,000円とし、乙は毎月末日までに現金又は甲指定の金融機関に振り込み支払するものとする。

（契約の解除）

第4条 本契約の解除については、甲乙3ヶ月前までに申し出るものとする。
2 乙が、本契約に違反したときは、甲は、事前の催告なくして、この契約を解除することができる。

（転貸等禁止）

第5条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、この契約によって取得した権利を第三者に譲渡し、又は、本店舗を第三者に転貸してはならない。

（毀損・滅失に対する責任）

第6条 乙又はその関係人がその責に帰すべき事由により店舗建物並びに設備器具等を滅失又は毀損したときは、補填又は修理し、その費用並びに損害金は乙の負担とし、甲の指定した日までに弁償しなければならない。

（費用負担）

第7条 乙は、電話・ガスについては、直接関連会社と使用契約を締結するものとするが、電気・水道料金については、甲が相当と判断する基準をもってそ

24300063

の負担配分を行う。

(駐車場)

第8条 甲は、店舗に隣接する駐車場に乙の使用分として3台分を用意するものとする。また、駐車料金については、賃料の中に含まれるものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は賃貸借物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、この契約各条項を誠実に履行するものとし、この契約に定めなき事項又は疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ1通を保有する。

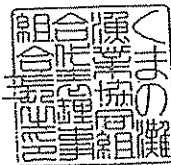
平成19年 6 月 18 日

甲 (賃貸者)

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地

くまの灘漁業協同組合

代表理事組合長 清水 清



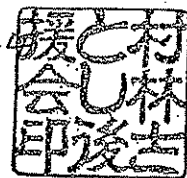
乙 (賃借者)

三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4

村林さとし後援会

会計責任者

河口 敬



24300064

領 収 証

24 年 4 月 25 日

No. 016288

村林さとし事務所 様

金 額	千	百	十	円
¥ 5000	5	0	0	0

但し 4A 分 貸室料

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50000

小切手



三重外湾漁業協同組合 JFC



上記金額の2割5分に相当する ¥12500 を政務調査費から支出。

24300065

領 収 証

平成24年5月25日

No. 016424

村林 正とし 事務所 様

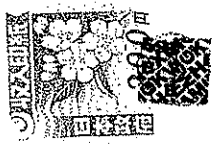
金 額	千	百	十	円
50000	5	0	0	0

但し 5月分 賃金

上記金額正に受領致しました

内 訳
現金 〃
小切手 〃

三重外湾漁業協同組合 JF



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

24年 6月22日

No. 016467

村林工とし事務所 様

金 額					円
		千	百	十	一
		5	0	0	0

但し 6A分 償還金

上記金額正に受領致しました

内 訳
現金 50,000
小切手

三重外湾漁業協同組合 JF



24300067

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

No. 016494

24 年 7 月 23 日

村林さとし事務所 様

金 額	千	円
50000	5	0000

但し

7月分 賃金

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50000

小切手



三重外湾漁業協同組合



上記金額の2割5分に相当する¥12500を、政務調査費から支出。

24300068

領 収 証

24 年 8 月 24 日

No. 022044

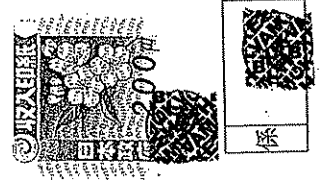
村林工業株式会社様

金 額		千		百		十		円	
		5	0	0	0	0	0	0	—

但し 8A5 後貸料
上記金額正に受領致しました

三重外湾漁業協同組合 JF

内 訳
現金 50000
小切手 50000



上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支払。

領 収 証

24 年 9 月 19 日

No. 022072

村林士とこと事務所様

金 額	千	百	十	円
50000	5	0	0	0

但し 9A5 億金

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 ¥ 50000

小切手



三重大外湾漁業協同組合



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24300070

24年10月19日

木村 正三 博士 著 樣

金額			千	500	千	000	円
----	--	--	---	-----	---	-----	---

但し、10月5日資料

上記金額正に受領致しました

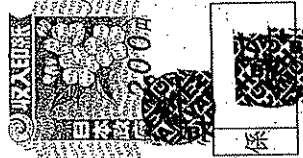
馬
長

現金 50,000

小切手 圣



三重外灣漁業協同組合



上記金額の2割5分相當する¥12500を政務調査費から支出。

24300071

領 収 証

24 年 11 月 26 日

No. 022216

村林工とこ 事務所 様

金 額	千	百	十	円
50000	5	0	0	0

但し 11A 分 貸金料

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50000

小切手



三重外湾漁業協同組合 JFC



上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24300072

領 収 証

24年 12月 19 日

No. 027307

村林士とし 事務所 様

金 額	千	百	十	円
50000	5	0	0	0

但し

12月分 貸付料

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50,000

小切手 卒



上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24300073

領 収 証

25 年 / 月 3 日

No. 027409

村林さとし 事務所 様

金 額				円
2	5	0	0	0

但し 1月分 借入金料
上記金額正に受領致しました



内 訳
現金 50,000
小切手 50,000



上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24300074

領 収 証

25 年 2 月 22 日

No. 027508

木村 正士 様

金 額				円
5	0	0	0	0

但し 2月 22日 領収

上記金額正に受領致しました

三重外湾漁業協同組合 JF

内 訳
現金 50000
小切手 0



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24300075

領 収 証

25 年 3 月 22 日

No. 032053

木村 正とし 事務所 様

金 額	千	百	十	円
5000	0	0	0	0

但し 3月5日 管分科

上記金額正に受領致しました



内 訳

現金 50,000

小切手 等



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24300076

事 務 費

24300077

(Receipt)

西日本電信電話株式会社領収証

平成 24 年 5 月 14 日発行

お客さま氏名 村林さとし後援会 様

お客さま番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 24 年 4 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 24 年 4 月分	
領収金額 (Amount paid) 10,335 円	
内 電話料金等	9,843 円
消費税相当額	492 円
金融機関名 * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60

上記金額の2割5分に相当する¥2583を政務調査費から支払。

24300078

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

平成 24 年 6 月 11 日発行

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 24 年 5 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 24 年 5 月分	
領収金額 (Amount Paid) 9,737 円	
内 電話料金等	9,274 円
消費税相当額	463 円
金融機関名 * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 校橋
2丁目 149

NTT西日本

名古屋支店

〒460-0011

名古屋市中区 大須

4丁目 9-60

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥24300079を政務調査費から支出。

24300079

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

平成 24 年 7 月 12 日発行

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 24 年 6 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 24 年 6 月分	
領収金額 (Amount paid)	10,863 円
内 電話料金等	10,346 円
外 消費税相当額	517 円
金融機関名 * * * * * * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割15分に相当する¥2715を政務調査費から支出。

24300080

if the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

NTTファイナンス株式会社 料金領収証
RECEIPT OF CHARGES

(2012年 8月 13日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2012年 7月ご請求分
2012年 7月 25日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
10,843 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *



NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥2710を政務調査費から支出。

24300081

... payment cannot be transferred on that date. Interest on any unpaid balance may be charged.

NTTファイナンス株式会社 料金領収証
RECEIPT OF CHARGES

(2012年 9月 13日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2012年 8月ご請求分
2012年 8月 27日振替
振込金額 (AMOUNT RECEIVED)
10,925 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告
付につき
税額承認済

上記金額の2割5分に相当する¥2731を政務調査費から支出。

24300082

If the payment cannot be transferred on a date, interest on any unpaid amount may be charged.

NTTファイナンス株式会社 料金領収証
RECEIPT OF CHARGES

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号 お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067 4403-0573-03679

ご 請 求 先 氏 名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

(2012 年 10 月 15 日発行)

2012 年 9 月ご請求分
2012 年 9 月 25 日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
9,495 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥2373を政務調査費から支出。

24300083

NTTファイナンス株式会社 料金領収証
RECEIPT OF CHARGES

(2012年11月14日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2012年 10月ご請求分
2012年 10月 25日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
10,756 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *



NTTファイナンス株式会社
〒105-8791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥2689を政務調査費から支出。

24300084

If one payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

NTTファイナンス株式会社 料金領収証
RECEIPT OF CHARGES

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

(2012年12月13日発行)

2012年11月ご請求分
2012年11月26日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
10,827 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *

印紙税申告納
付につき 芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

上記金額の2割5分に相当する¥2706を政務調査費から支出。

24300085

If the payment cannot be transferred on that date, interest on our company's advance may be charged.

NTTファイナンス株式会社 料金領収証
RECEIPT OF CHARGES

(2013年 1月 17日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし後援会 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2012年 12月ご請求分
2012年 12月 25日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
12,487 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *

印紙税申告納
付につき 変更
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1



上記金額の2割5分に相当する¥3721を政務調査費から支出。

24300086

If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

NTTファイナンス株式会社 料金領収証
RECEIPT OF CHARGES

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0599-67-0067
4403-0573-03679

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
村林さとし様 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

(2013 年 2 月 14 日発行)

2013 年 1 月ご請求分
2013 年 1 月 25 日振替
債収金額 (AMOUNT RECEIVED)
14,894 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
* * * * *
口座番号 ACCOUNT
* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

24300087

上記金額の2割5分に相当する¥3723を政務調査費から支出。

אם תצטרף אל קבוצת הוואטסאפ שלנו תוכלי לקבל עדכונים מיידיים על כל מה שיש לנו להציע לך.

[illegible]

NEW! COMMUNICATION CHARGES

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

(2013年3月15日発行)

2013 年	2 月	ご請求分
2013 年	2 月	25 日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)		10,432 円
金融機関名	* * * * *	
BANK/POST OFFICE	* * * * *	
口座番号	* * *	
ACCOUNT		

紙稅印
付にき
認承審議

NTTファインズ株式会社
〒105-6791 港区1-2-1

上記金額の2割15分に相当する¥2608を政務調査費から支出。

24300088

If the payment cannot be transferred on this date, interest on any unpaid amount may be charged.

日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2013 年 4 月 15 日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	号
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	
0599-67-0067	
4403-0573-03679	

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)	
村林さとし徳穂会 様	

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2013 年 3 月ご請求分	
2013 年 3 月 25 日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	12,308 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

上記金額の2割5分に相当する¥3077を政務調査費から支出。

24300089

人 件 費

24300090

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 0 0 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 1 7 : 0 0 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に木曜日と日曜日をのぞく週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

雇用者

村林

聡

契約者



備考

給与は月定額 1 3 0 , 0 0 0 円とする。

24300091

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 0 0 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 1 7 : 0 0 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に 1 ヶ月に 1 9 日間と半日とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

雇用者

村林

聡
(村林)

契約者



備考

給与は月定額 1 0 0 , 0 0 0 円とする。

24300092

領収証

水林とし事務所 様 22年 2月 30日

金額 ¥130000

内 1224 外分給金

正記に記入してください

消費税等

現金

小切手

※ NISAO #778

上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

24300093

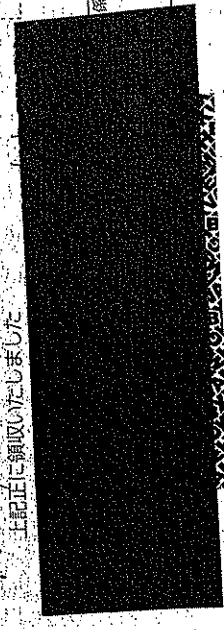
領収証

No.

村林さん事務所 様 24年4月30日

金額		
7	100	000
目 1124		4月分給与

上記正に領収いたしました



係

内 消費税等

現金	
小切手	

TEL 03-5778-XXXX

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

木村とし子様 28年5月31日

金額			
¥	1	3	0000

内 ① H28 5月分給与

上記正に領収いたしました



消費税等	
現金	
小切手	

44 15500878

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

29

2013年

[illegible]

四

上記正に領収いたしました

得

822# DOVSIH #778

24300096

領収証

No. _____

林林×××事務所 様 24年6月30日

金額	¥	1	3	0	0	0	0

目 H24 6月分給与

上記正に領収いたしました

内
消費税等

現金	小切手

※ NISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

24300097

領収証

No.

村林さとし事務所様 24年6月30日

金額	円	角	分	厘
¥100000	100000	00	00	00

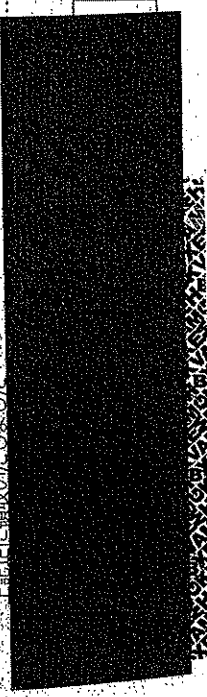
目 11 24 6月分給与

上記に領収いたしました

消費税等

現金	
小切手	

44 HISAGO #78



上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

木林とろ事務所 様 24年7月31日

金額 ¥130000

目 H24 印刷料

上記正に領収いたしました。

内 消費税等

現金		
小切手		

※ H15X00 #778

24300099

上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所様 24年7月31日

金額 100000

日付 H24.7月分給与

上記正に領収いたしました

消費税等

現金

小切手

HISAGO #778

24300100

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

No. 24300101

林林とし事務所 様

24年 8月31日

金額	¥	1	3	0	0	0	0

内 ① H24 8月給与

上記正に領収いたしました

消費税等

現金	小切手

② H2400 #778

係

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

24300101

領収証

No.

村林さん事務所様 24年8月31日

金額

¥100000

内

但 H 24 8月分給与

消費税等

現金

小切手

44 MISAO #778

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

24300102

領収証

No. 3

木村林さとし事務所 様 28年 9月29日

金額

¥130000

内

消費税等

現金

小切手

44 415A00 #778

但 H28 9月分給与

上記正に領収いたしました。

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

24300103

領収証

No.

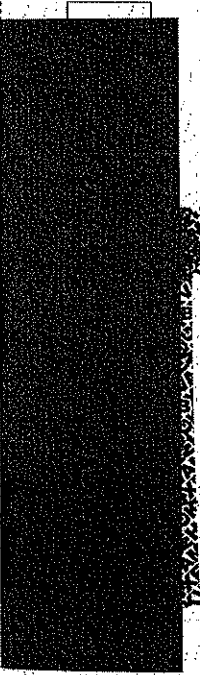
村林さんとし事務所様 24年9月29日

金額	円	角	分
¥100000	100	00	00

内 目 H24 9月分雑費

上記正に領収いたしました

消費税等



現金	
小切手	

44 HISAGO #778

上記金額の2割15分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所 様 24年10月31日

金額	¥	1	3	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---

内 包 H24 10月分給与

消費税等 上記正に領収いたしました

現金				
小切手				

※ 115A00 8776

上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

24300105

領収証

No.

村林さんとし事務所様 24年10月31日

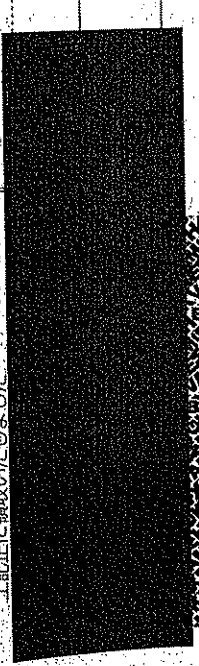
金額	¥	100	000	0
----	---	-----	-----	---

内 日 H 24 10 月 分 給 付

消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

44-415400#778



上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

村林さとし事務所 様

24年11月30日

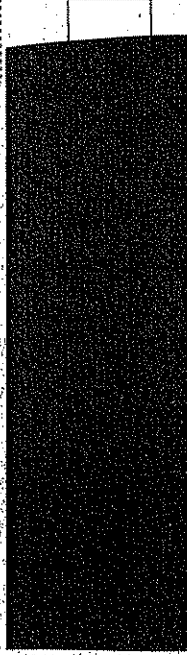
金額	円	角	分	厘
¥	1	3	0	0

内
消費税等

⑤ H24 11月分給与
上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

44 HISAKO #778



上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

24300107

領収証

No.

村林さん事務所 様 2011年11月30日

金額			
¥	100	000	00
但 12月分給与			

内 消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

44 MISAGO #778

上記金額の2割15分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

24300108

領収証

No.

小林とし事務所 様 28年12月29日

金額

¥130000

内

H28 12月分給与

上記正に領収いたしました

消費税等

現金

小切手

44 HISA00 #778

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

24300109

領収証

No.

村林さとし事務所 様 2012年12月29日

金額			
¥	100	000	00

内 但 上記正に領収いたしました

H24 12月分給与

消費税等	
現金	
小切手	

HISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

No.

小林さとし事務所 様 25年1月31日

金額	¥	1	3	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---

内 但 H25 1月分給与 上記正に領収いたしました

消費税等	
現金	
小切手	

44 151500 #778



上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林とし事務所 様 25年1月31日

金額			
¥	100	000	00
但 上記正に領収いたしました			

内 消費税等

現金	
小切手	

HISAO #778

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

No.

木村さとし事務所 様 25年2月28日

金額	¥	1	3	0	0	0	0

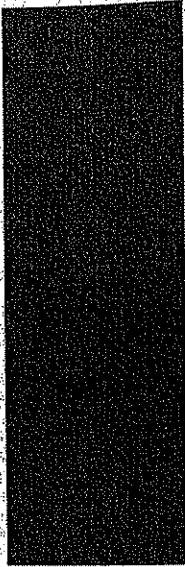
内 但 H25 2月分給与

上記正に領収いたしました

消費税等

現金			
小切手			

※ NISA00 #778



印

上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

村林さん事務所様 25年2月28日

金額

¥ 100,000

内

消費税等

日 14 25 2月分 計 5

上記正に領収いたしました

現金

小切手

44 HISAO #778

紙

上記金額の2割15分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

24300114

領収証

No.

木村キョウシ事務所 様 25年3月30日

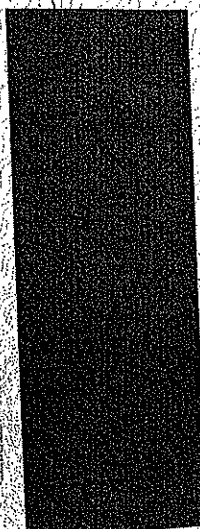
金額 ¥130000

内 日25 明細
正に領収いたしました

消費税等

現金	
小切手	

※ R1500 #778



上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

24300115

領収証

No.

付林とし事務所 様

25年3月30日

金額					
¥	100	000	00		

内 H 25 3月 給与

上記正に領収いたしました

現金			
小切手			

11 B15A00 #778

上記金額の2割5分に相当する ¥25000 を政務調査費から支払。

24300116